

射水市教育委員会 4 月定例会次第

日 時 平成 25 年 4 月 25 日(木)

午後 3 時

場 所 大島庁舎 3 階大会議室

学校訪問 午後 1 時 15 分

大島小学校

次回(案) 歌の森小学校

1 会議録の承認

2 教育長の報告

(1) 総務文教常任委員会(4/16)の開催について 資料 1

3 議案

議案第 5 号 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 資料 2

議案第 6 号 射水市教育委員会処務規程の一部改正について 資料 3

議案第 7 号 射水市教育委員会公印規程の一部改正について 資料 4

議案第 8 号 射水市教育委員会事務専決規程及び学校給食調理等の業務
委託に関する業者選考委員会設置要綱の一部改正について 資料 5

議案第 9 号 射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部
改正について 資料 6

議案第 10 号 射水市小中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について
資料 7

議案第 11 号 指定管理者の名称等の変更について 資料 11

4 各課等の連絡事項及び報告事項

(1) 平成 25 年度教育委員会主要事業について 資料 8

(2) 小・中学校児童生徒数及び幼稚園児数について 資料 9

(3) 教育委員会行事予定 資料 10

5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 () 時 分

総務文教常任委員会の開催について

1 日程等

平成25年4月16日(火)

〈施設視察〉10:00～

- ・庄西コミュニティセンター
- ・大島小学校
- ・海老江分団消防屯所
- ・射北中学校

〈委員会〉13:30～

2 委員会議題

(1) 平成25年度各部・課等の主要事業について

(2) その他

小・中学校児童生徒数及び幼稚園児数について

議案第 5 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

平成 25 年 4 月 25 日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 4 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会事務局組織規則（平成 21 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「

| | |
|----------|-------------------|
| 教育総務課 | 総務企画係、学校教育係、生涯学習係 |
| 文化・スポーツ課 | 文化係、スポーツ推進係 |

」を

「

| | |
|------------|--------------------|
| 学校教育課 | 総務企画係、学校教育係 |
| 生涯学習・スポーツ課 | 生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係 |

」に

改める。

第 5 条を次のように改める。

（事務分掌）

第 5 条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

学校教育課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 公告式及び公印保管に関する事。
- (3) 褒賞、寄附に関する事。
- (4) 事務局各課との連絡に関する事。
- (5) 事務局及び市教育機関の人事補助に関する事。
- (6) 就学前教育に関する事。
- (7) 幼稚園及び学校施設の整備・計画に関する事。
- (8) 幼稚園及び学校施設の保守・修繕に関する事。
- (9) 教育関係調査、統計に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 私立幼稚園の助成に関する事。
- (12) 幼稚園及び学校の運営及び指導に関する事。
- (13) 学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員の研修指導に関する事。
- (14) 幼児児童生徒の就園、就学及び転出入等に関する事。
- (15) 児童生徒の就学援助に関する事。
- (16) 特別支援教育奨励に関する事。
- (17) 通学区域に関する事。
- (18) 学校給食及び射水市学校給食センターに関する事。
- (19) 学校保健及び環境衛生に関する事。
- (20) 教科書、図書及び教材器具に関する事。
- (21) 射水市教育センターに関する事。
- (22) 射水市少年育成センターに関する事。
- (23) 事務局他課に属さない事項の処理に関する事。

生涯学習・スポーツ課

- (1) 射水市社会教育委員会議及び生涯学習推進会議に関する事。

- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) 家庭教育に関すること。
- (4) 青少年教育に関すること。
- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 生涯学習施設、青少年施設及び婦人施設等の維持管理運営及び委託に関すること。
- (7) 社会教育団体の指導育成に関すること。
- (8) 芸術文化の振興に関すること。
- (9) 文化財保護に関すること。
- (10) 埋蔵文化財の保護に関すること。
- (11) 射水市文化財審議会に関すること。
- (12) 文化施設の管理、運営、整備に関すること。
- (13) 史跡等の保存、管理に関すること。
- (14) 射水市スポーツ推進審議会に関すること。
- (15) スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。
- (16) スポーツ推進事業及びPRに関すること。
- (17) スポーツ関係団体に関すること。
- (18) スポーツ施設の使用料金に関すること。
- (19) スポーツ関係調査、統計に関すること。
- (20) その他生涯学習、文化財、スポーツ推進に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

議案第 5 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 文化・スポーツ課の文化係を文化財係に、教育総務課から生涯学習係を文化・スポーツ課に移管し、生涯学習・スポーツ課に改めるとともに、教育総務課を学校教育課に改めるもの。
- (2) 組織機構の見直しに併せて事務分掌を見直すもの。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

射水市教育委員会事務局組織規則(平成21年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|---|---|
| <p>(課及び係の配置)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 公告式及び公印保管に関すること。 (3) 褒賞、寄附に関すること。 (4) 事務局各課との連絡に関すること。 (5) 事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。 (6) 幼稚園及び学校施設の整備・計画に関すること。 (7) 幼稚園及び学校施設の保守・修繕に関すること。 (8) 教育関係調査、統計に関すること。 (9) 奨学金に関すること。 (10) 私立幼稚園の助成に関すること。 (11) 幼稚園及び学校の運営及び指導に関すること。 (12) 学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員 の研修指導に関すること。 (13) 幼児児童生徒の就園、就学及び転出入等に関すること。 | <p>(課及び係の配置)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 公告式及び公印保管に関すること。 (3) 褒賞、寄附に関すること。 (4) 事務局各課との連絡に関すること。 (5) 事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。 (6) <u>就学前教育</u>に関すること。 (7) 幼稚園及び学校施設の整備・計画に関すること。 (8) 幼稚園及び学校施設の保守・修繕に関すること。 (9) 教育関係調査、統計に関すること。 (10) 奨学金に関すること。 (11) 私立幼稚園の助成に関すること。 (12) 幼稚園及び学校の運営及び指導に関すること。 (13) 学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員 の研修指導に関すること。 |

| | |
|---|---|
| <p>(14) 児童生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(15) 特別支援教育奨励に関すること。</p> <p>(16) 通学区域に関すること。</p> <p>(17) 学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。</p> <p>(18) 学校保健及び環境衛生に関すること。</p> <p>(19) 教科書、図書及び教材器具に関すること。</p> <p>(20) 射水市教育センターに関すること。</p> <p>(21) 射水市社会教育委員会及び生涯学習推進会議に関すること。</p> <p>(22) 生涯学習に関すること。</p> <p>(23) 家庭教育に関すること。</p> <p>(24) 青少年教育に関すること。</p> <p>(25) 成人教育に関すること。</p> <p>(26) 生涯学習施設、青少年施設及び婦人施設等の維持管理運営及び委託に関すること。</p> <p>(27) 社会教育団体の指導育成に関すること。</p> <p>(28) 射水市少年育成センターに関すること。</p> <p>(29) 事務局他課に属さない事項の処理に関すること。</p> <p>文化・スポーツ課</p> <p>(1) 芸術文化の振興に関すること。</p> <p>(2) 文化財保護に関すること。</p> <p>(3) 埋蔵文化財の保護に関すること。</p> <p>(4) 射水市文化財審議会に関すること。</p> <p>(5) 文化施設の管理、運営、整備に関すること。</p> <p>(6) 史跡等の保存、管理に関すること。</p> | <p>(14) 幼児児童生徒の就園、就学及び転出入等に関すること。</p> <p>(15) 児童生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(16) 特別支援教育奨励に関すること。</p> <p>(17) 通学区域に関すること。</p> <p>(18) 学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。</p> <p>(19) 学校保健及び環境衛生に関すること。</p> <p>(20) 教科書、図書及び教材器具に関すること。</p> <p>(21) 射水市教育センターに関すること。</p> <p>(22) 射水市少年育成センターに関すること。</p> <p>(23) 事務局他課に属さない事項の処理に関すること。</p> <p>生涯学習・スポーツ課</p> <p>(1) 射水市社会教育委員会及び生涯学習推進会議に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習に関すること。</p> <p>(3) 家庭教育に関すること。</p> <p>(4) 青少年教育に関すること。</p> <p>(5) 成人教育に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習施設、青少年施設及び婦人施設等の維持管理運営及び委託に関すること。</p> <p>(7) 社会教育団体の指導育成に関すること。</p> <p>(8) 芸術文化の振興に関すること。</p> <p>(9) 文化財保護に関すること。</p> <p>(10) 埋蔵文化財の保護に関すること。</p> <p>(11) 射水市文化財審議会に関すること。</p> <p>(12) 文化施設の管理、運営、整備に関すること。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>(7) 射水市スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(8) スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。</p> <p>(9) スポーツ推進事業及びPRに関すること。</p> <p>(10) スポーツ関係団体に関すること。</p> <p>(11) スポーツ施設の使用料金に関すること。</p> <p>(12) スポーツ関係調査、統計に関すること。</p> <p>(13) <u>その他文化・スポーツに関すること。</u></p> | <p>(13) 史跡等の保存、管理に関すること。</p> <p>(14) 射水市スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(15) スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。</p> <p>(16) スポーツ推進事業及びPRに関すること。</p> <p>(17) スポーツ関係団体に関すること。</p> <p>(18) スポーツ施設の使用料金に関すること。</p> <p>(19) スポーツ関係調査、統計に関すること。</p> <p>(20) <u>その他生涯学習、文化財、スポーツ推進に関すること。</u></p> |
|--|--|

【別記1】

現行

| 課 | 係 |
|----------|-------------------|
| 教育総務課 | 総務企画係、学校教育係、生涯学習係 |
| 文化・スポーツ課 | 文化係、スポーツ推進係 |

改正後(案)

| 課 | 係 |
|------------|--------------------|
| 学校教育課 | 総務企画係、学校教育係 |
| 生涯学習・スポーツ課 | 生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係 |

議案第6号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

射水市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように改正する。

平成25年4月25日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会訓令第1号

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会処務規程（平成17年射水市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める。

第8条中「教育総務課」を「学校教育課」に、「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める。

別表（第8条関係）を次のように改める。

| 名称 | 記号 |
|--------------|------|
| 学校教育課 | 射教学 |
| 生涯学習・スポーツ課 | 射教生ス |
| 教育センター | 射教セ |
| 学校給食センター | 射教給 |
| 少年育成センター | 射教少 |
| 中央図書館 | 射教中図 |
| 射水市視聴覚ライブラリー | 射教視 |
| 博物館 | 射教博 |
| 本江幼稚園 | 射幼本 |
| 七美幼稚園 | 射幼七 |
| 大門わかば幼稚園 | 射幼大門 |

| | |
|---------|------|
| 放生津小学校 | 射小放 |
| 新湊小学校 | 射小新 |
| 作道小学校 | 射小作 |
| 片口小学校 | 射小片 |
| 堀岡小学校 | 射小堀 |
| 東明小学校 | 射小東 |
| 塚原小学校 | 射小塚 |
| 小杉小学校 | 射小小 |
| 太閤山小学校 | 射小太 |
| 中太閤山小学校 | 射小中太 |
| 金山小学校 | 射小金 |
| 歌の森小学校 | 射小歌 |
| 大門小学校 | 射小大門 |
| 大島小学校 | 射小大島 |
| 下村小学校 | 射小下 |
| 新湊中学校 | 射中新 |
| 新湊南部中学校 | 射中新南 |
| 射北中学校 | 射中射 |
| 小杉南中学校 | 射中小南 |
| 小杉中学校 | 射中小 |
| 大門中学校 | 射中大門 |

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

議案第6号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

(説明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 教育総務課を学校教育課に、教育総務課長を学校教育課長に、文化・スポーツ課を生涯学習・スポーツ課に改め、併せて公文書の記号を改めるもの。
- (2) 別表から奈古中学校、新湊西部中学校を削除し、新湊中学校を加えたもの。

2 施行期日

公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する

射水市教育委員会処務規程(平成17年射水市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) |
|--|--|
| <p>第1条～第2条 (略) (教育長の職務代理)</p> <p>第3条 教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、教育次長がその職務を代理する。</p> <p>2 教育長及び教育次長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、<u>教育総務課長</u>がその職務を代理する。</p> <p>第4条～第7条 (略) (公文書の記号及び番号)</p> <p>第8条 公文書には、次の各号により記号及び番号を付さなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>(1) 規則及び告示には、教育委員会名を冠し、<u>教育総務課</u>においてその種類に従い、番号を付する。</p> <p>(2) 訓令には、その内容に応じ、教育委員会名又は教育長名を冠し、<u>教育総務課</u>において番号を付する。</p> <p>(3)ア～イ (略)</p> <p>ウ 軽易な文書その他<u>教育総務課長</u>が記号及び番号を付する必要があると認める文書</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>【別記参照】</p> | <p>第1条～第2条 (略) (教育長の職務代理)</p> <p>第3条 教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、教育次長がその職務を代理する。</p> <p>2 教育長及び教育次長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、<u>学校教育課長</u>がその職務を代理する。</p> <p>第4条～第7条 (略) (公文書の記号及び番号)</p> <p>第8条 公文書には、次の各号により記号及び番号を付さなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>(1) 規則及び告示には、教育委員会名を冠し、<u>学校教育課</u>においてその種類に従い、番号を付する。</p> <p>(2) 訓令には、その内容に応じ、教育委員会名又は教育長名を冠し、<u>学校教育課</u>において番号を付する。</p> <p>(3)ア～イ (略)</p> <p>ウ 軽易な文書その他<u>学校教育課長</u>が記号及び番号を付する必要があると認める文書</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>【別記参照】</p> |

【別記】

| 現行 | | 改正後 (案) | |
|----------|------|------------|------|
| 名称 | 記号 | 名称 | 記号 |
| 教育総務課 | 射教総 | 学校教育課 | 射教学 |
| 文化・スポーツ課 | 射教文ス | 生涯学習・スポーツ課 | 射教生ス |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 奈古中学校 | 射中奈 | 新湊中学校 | 射中新 |
| 新湊西部中学校 | 射中新西 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | | |

議案第 7 号

射水市教育委員会公印規程の一部改正について

射水市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会訓令第 2 号

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会公印規程（平成 17 年射水市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育総務課」を「学校教育課」に、第 7 条中「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める。

別表 1 を次のように改める。

| 種類 | 名称 | 様式 記号 | 寸法 方ミ リメ ートル | 書体 | 使用区分 | 保管者 | 個数 |
|----|----------|----------|-----------------------|-----|--------------------------|-----------------|-----|
| 庁印 | 教育委員会印 | ア | 30 | てん書 | 教育委員会名をもって する表彰状及び感謝状 | 学校教育課長 | 2 |
| | 教育委員会印 | イ | 24 | てん書 | 教育委員会名をもって する文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 社会教育委員会印 | ウ | 24 | てん書 | 社会教育委員会名をも ってする文書 | 生涯学習・スポ ーツ課長 | 1 |
| | 学校印 | エ | 45 | てん書 | 学校名をもってする卒 業証書用 | 学校長 | 各 1 |
| | 幼稚園印 | | 45 | てん書 | 幼稚園名をもってする 卒園証書用 | 幼稚園長 | 各 1 |
| | 図書館印 | オ | 27 | てん書 | 図書館名をもってする 文書 | 図書館長 | 各 1 |

| | | | | | | | |
|----|-------------|---|----|-----|-------------------------------|-------------|----|
| 職印 | 教育委員会委員長印 | カ | 24 | てん書 | 委員長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教育長印 | キ | 24 | てん書 | 教育長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教育次長印 | | 21 | てん書 | 教育次長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 学校長印 | ク | 21 | てん書 | 学校長名をもってする文書 | 学校長 | 各1 |
| | 学校長印 | | 30 | てん書 | 学校長名をもってする文書(賞状用) | 学校長 | 各1 |
| | 幼稚園長印 | ケ | 21 | てん書 | 幼稚園長名をもってする文書 | 幼稚園長 | 各1 |
| | 幼稚園長印 | | 30 | てん書 | 幼稚園名をもってする文書(賞状用) | 幼稚園長 | 各1 |
| | 図書館長印 | コ | 21 | てん書 | 図書館長名をもってする文書 | 図書館長 | 1 |
| | 教育長職務代理者印 | サ | 21 | かい書 | 教育長事故又は欠けたとき職務を代理する場合に用いる文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教育委員長職務代理者印 | | 24 | かい書 | 教育委員長事故又は欠けたとき職務を代理する場合に用いる文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 課長印 | シ | 21 | てん書 | 課長名をもってする文書 | 課長 | 各1 |
| | 教育センター所長印 | ス | 21 | てん書 | 教育センター所長名をもってする文書 | 教育センター所長 | 1 |
| | 学校給食センター所長印 | セ | 21 | てん書 | 学校給食センター所長名をもってする文書 | 学校給食センター所長 | 1 |
| | 少年育成センター所長印 | ソ | 21 | てん書 | 少年育成センター所長名をもってする文書 | 少年育成センター所長 | 1 |
| | 博物館長印 | タ | 21 | てん書 | 博物館長名をもってする文書 | 博物館長 | 1 |
| | 交流センター所長印 | チ | 21 | てん書 | 交流センター所長名をもってする文書 | 所長 | 1 |
| | 竹内源造記念館館長印 | ツ | 21 | てん書 | 記念館館長名をもってする文書 | 館長 | 1 |
| | 文化財審議会長印 | テ | 21 | てん書 | 文化財審議会長名をもってする文書 | 生涯学習・スポーツ課長 | 1 |
| | 生徒指導協議会印 | ト | 21 | てん書 | 生徒指導協議会名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教科書採択協議会印 | ナ | 21 | てん書 | 教科書採択協議会名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 社会教育委員会会議印 | ニ | 21 | てん書 | 社会教育委員会議名をもってする文書 | 生涯学習・スポーツ課長 | 1 |

| | | | | | | |
|------------------|---|----|-----|----------------------------|-----------------|---|
| 社会教育委員会 会議議長印 | ヌ | 21 | てん書 | 社会教育委員会 議長名をもって する文書 | 生涯学習・ス ポーツ課長 | 1 |
| 通学区域審議 会会長印 | ネ | 21 | てん書 | 通学区域審議 会会長名をも つてする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| 博物館長代理 印 | ノ | 21 | てん書 | 博物館長代理 名をもってす る文書 | 博物館長代理 | 1 |

別表 2 中

「 様式シ

「 様式シ

| | | |
|---|---|---|
| ○ | 育 | 射 |
| ○ | 委 | 水 |
| | 課 | 員 |
| | 長 | 市 |
| | 印 | 会 |
| | | 教 |

」を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 射 | 水 | 市 | 教 |
| | 育 | 委 | 員 | 会 |
| ○ | ○ | 課 | 長 | 印 |

」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

議案第7号

射水市教育委員会公印規程の一部改正について

(説明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 教育総務課を学校教育課に、文化・スポーツ課を生涯学習・スポーツ課に改め、教育総務課長を学校教育課長に、文化・スポーツ課長を生涯学習・スポーツ課長に改めるもの。

なお、学校教育課から生涯学習・スポーツ課に移管された事務分掌に係る公印の保管者を生涯学習・スポーツ課長に改めるもの。

- (2) 課長印を縦書きから横書きに改めるもの。

2 施行期日

公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

射水市教育委員会公印規程(平成17年射水市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|--|---|
| <p>第1条～3条 (略) (公印台帳)</p> <p>第4条 公印を登録し、その他必要な事項を整理するため教育総務課に別記様式による公印台帳を置く。</p> <p>第5条～第6条 (略) (公印の作成等)</p> <p>第7条 公印を作成し、改刻し、又は廃棄しようとするときは、<u>教育総務課長</u>にその旨を申し出なければならない。</p> <p>別表1(第3条関係) 【別記1 参照】</p> <p>別表2(第3条関係) 様式ア～様式サ (略)</p> <p>様式ス～様式ノ (略)</p> <div data-bbox="1062 1458 1262 1682" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 射水市教育委員会 ○ ○ 課長印 </div> <p>別記様式(第4条関係) (略)</p> | <p>第1条～3条 (略) (公印台帳)</p> <p>第4条 公印を登録し、その他必要な事項を整理するため<u>学校教育課</u>に別記様式による公印台帳を置く。</p> <p>第5条～第6条 (略) (公印の作成等)</p> <p>第7条 公印を作成し、改刻し、又は廃棄しようとするときは、<u>学校教育課長</u>にその旨を申し出なければならない。</p> <p>別表1(第3条関係) 【別記1 参照】</p> <p>別表2(第3条関係) 様式ア～様式サ (略)</p> <p>様式ス～様式ノ (略)</p> <div data-bbox="1062 562 1273 786" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 射水市教育委員会 ○ ○ 課長印 </div> <p>別記様式(第4条関係) (略)</p> |

【別記1】

現行

| 種類 | 名称 | 様式記号 | 寸法方ミリメートル | 書体 | 使用区分 | 保管者 | 個数 |
|-----|-------------|------|-----------|-----|-------------------------------|-----------|-----|
| 庁印 | 教育委員会印 | ア | 30 | てん書 | 教育委員会名をもってする表彰状及び感謝状 | 教育総務課長 | 2 |
| | 教育委員会印 | イ | 24 | てん書 | 教育委員会名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 社会教育委員会印 | ウ | 24 | てん書 | 社会教育委員会名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 職印 | 教育委員会委員長印 | カ | 24 | てん書 | 委員長名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 教育長印 | キ | 24 | てん書 | 教育長名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 教育次長印 | | 21 | てん書 | 教育次長名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 教育長職務代理人印 | サ | 21 | かい書 | 教育長事故又は欠けたとき職務を代理する場合に用いる文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 教育委員長職務代理人印 | | 24 | かい書 | 教育委員長事故又は欠けたとき職務を代理する場合に用いる文書 | 教育総務課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 文化財審議会長印 | テ | 21 | てん書 | 文化財審議会長名をもってする文書 | 文化・スポーツ課長 | 1 |
| | 生徒指導協議会印 | ト | 21 | てん書 | 生徒指導協議会名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 教科書採択協議会印 | ナ | 21 | てん書 | 教科書採択協議会名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 社会教育委員会協議印 | ニ | 21 | てん書 | 社会教育委員会協議会名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 社会教育委員会協議長印 | ヌ | 21 | てん書 | 社会教育委員会協議長名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| | 通学区域審議会長印 | ネ | 21 | てん書 | 通学区域審議会長名をもってする文書 | 教育総務課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

改正後(案)

| 種類 | 名称 | 様式記号 | 寸法方ミリメートル | 書体 | 使用区分 | 保管者 | 個数 |
|-----|-------------|------|-----------|-----|-------------------------------|-------------|-----|
| | 教育委員会印 | ア | 30 | てん書 | 教育委員会名をもってする表彰状及び感謝状 | 学校教育課長 | 2 |
| | 教育委員会印 | イ | 24 | てん書 | 教育委員会名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 社会教育委員会印 | ウ | 24 | てん書 | 社会教育委員会名をもってする文書 | 生涯学習・スポーツ課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 職印 | 教育委員会委員長印 | カ | 24 | てん書 | 委員長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教育長印 | キ | 24 | てん書 | 教育長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教育次長印 | | 21 | てん書 | 教育次長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 教育長職務代理者印 | サ | 21 | かい書 | 教育長事故又は欠けたとき職務を代理する場合に用いる文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教育委員長職務代理者印 | | 24 | かい書 | 教育委員長事故又は欠けたとき職務を代理する場合に用いる文書 | 学校教育課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 文化財審議会会長印 | テ | 21 | てん書 | 文化財審議会会長名をもってする文書 | 生涯学習・スポーツ課長 | 1 |
| | 生徒指導協議会印 | ト | 21 | てん書 | 生徒指導協議会名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 教科書採択協議会印 | ナ | 21 | てん書 | 教科書採択協議会名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| | 社会教育委員会協議印 | ニ | 21 | てん書 | 社会教育委員会協議会名をもってする文書 | 生涯学習・スポーツ課長 | 1 |
| | 社会教育委員会協議長印 | ヌ | 21 | てん書 | 社会教育委員会協議長名をもってする文書 | 生涯学習・スポーツ課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 通学区域審議会会長印 | ネ | 21 | てん書 | 通学区域審議会会長名をもってする文書 | 学校教育課長 | 1 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

議案第 8 号

射水市教育委員会事務専決規程及び学校給食調理等の業務委託に
関する業者選考委員会設置要綱の一部改正について

射水市教育委員会事務専決規程及び学校給食調理等の業務委託に関する業者
選考委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会訓令第 3 号

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会事務専決規程及び学校給食調理等の業務委託に
関する業者選考委員会設置要綱の一部を改正する訓令

(射水市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第 1 条 射水市教育委員会事務専決規程 (平成 17 年射水市教育委員会訓令第
2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める。

(学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の一部改正)

第 2 条 学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱 (平成
17 年射水市教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「教育総務課長」を「学校教育課長」に、第 4 条中「教育
総務課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 8 号

射水市教育委員会事務専決規程及び学校給食調理等の業務委託に
関する業者選考委員会設置要綱の一部改正について

(説明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 教育総務課長を学校教育課長に、教育総務課を学校教育課に改めるもの。

2 施行期日

公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

射水市教育委員会事務専決規程(平成17年射水市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(個別専決事項)</p> <p>第5条 教育総務課長の個別専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書の取扱いに関する各課への指示に関すること。</p> <p>(2) 職員の身分を示す証の交付に関すること。</p> <p>(3) 職員の身元調査及び身元保証に関すること。</p> <p>(4) 職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び児童手当の認定等に関すること。</p> <p>(5) 児童及び生徒の転出及び転入に関すること。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> | <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(個別専決事項)</p> <p>第5条 学校教育課長の個別専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書の取扱いに関する各課への指示に関すること。</p> <p>(2) 職員の身分を示す証の交付に関すること。</p> <p>(3) 職員の身元調査及び身元保証に関すること。</p> <p>(4) 職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び児童手当の認定等に関すること。</p> <p>(5) 児童及び生徒の転出及び転入に関すること。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> |

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱(平成17年射水市教育委員会訓令第6号)新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織及び任務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は教育委員会教育次長、教育総務課長、学校給食センター所長、射水市PTA連絡協議会の代表者及び学校栄養教諭とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(運営)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第4条 委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織及び任務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は教育委員会教育次長、<u>学校教育課長</u>、<u>学校給食センター</u>所長、射水市PTA連絡協議会の代表者及び学校栄養教諭とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(運営)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第4条 委員会の事務局は、<u>教育委員会学校教育課</u>に置く。</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> |

議案第9号

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正に
ついて

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱（平成18年射水市教育
委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月25日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

第8条中「教育総務課」を「生涯学習・スポーツ課」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

議案第9号

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正 について

(説明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 所掌事務の見直しにより、射水市教育施設指定管理候補者選定委員会庶務を教育総務課から生涯学習・スポーツ課に改めるもの。

2 施行期日

公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱(平成18年射水市教育委員会告示第5号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) |
|--|---|
| <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 (略)</p> | <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習・スポーツ課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 (略)</p> |

議案第10号

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱（平成17年射水市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月25日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

第6条第1項中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

議案第10号

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について

(説明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 教育総務課を学校教育課に改めるもの。

2 施行期日

公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱(平成17年射水市教育委員会告示第1号)新旧対照表

| 現 行 | 改正後 (案) |
|---|---|
| <p>第1条～第5条 (略) (事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、教育委員会<u>教育総務課</u>に置く。</p> <p>2 事務局の行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 結核対策委員会の開催に関すること。</p> <p>(2) 結核対策に関する情報の収集、資料の作成、関係機関との連絡・調整その他委員会に関係する事項</p> <p>第7条 (略)</p> | <p>第1条～第5条 (略) (事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、教育委員会<u>学校教育課</u>に置く。</p> <p>2 事務局の行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 結核対策委員会の開催に関すること。</p> <p>(2) 結核対策に関する情報の収集、資料の作成、関係機関との連絡・調整その他委員会に関係する事項</p> <p>第7条 (略)</p> |

議案第 11 号

指定管理者の名称等の変更について

射水市大島絵本館の指定管理者の名称等を次のように変更する。

平成 25 年 4 月 25 日 提 出

射水市教育委員会

委員長 結 城 正 斉

射水市教育委員会告示第 4 号

指定管理者の名称等の変更について

次のとおり指定管理者の名称等の変更があったので、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年射水市条例第 3 号）第 13 条の規定により告示する。

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称
射水市大島絵本館
- 2 変更前の名称等
公益財団法人射水市絵本文化振興財団 理事長 高井 進
- 3 変更後の名称等
公益財団法人射水市絵本文化振興財団 理事長 小川裕之
- 4 変更年月日
平成 25 年 4 月 1 日

平成25年度

教育委員会 主要事業一覧表

目 次

| | 頁 |
|------------------|---|
| 学 校 教 育 課 | 1 |
| 生涯学習・スポーツ課 | 3 |

平成25年度各部・課等別主要事業一覧表

部等名 教育委員会 課等名 学校教育課

| 事業名 | 予算額(千円) | 摘要(内容・進捗状況・その他) |
|------------------------|---------|--|
| 射水市サポートネットワーク連絡協議会設置事業 | 184 | 児童生徒のいじめや問題行動に対し、学校、地域及び家庭が連携を深め、一体となって取り組むため平成24年6月に設置した。委員は、各中学校区問題対策協議会代表、青少年育成射水市民会議代表、民生委員児童委員代表、保護司会代表、臨床心理士、大学教授など13名。 |
| チームティーチング指導員配置事業 | 19,957 | つまづきやすい数学や英語の授業を中心に、教科担任一人による一斉授業ではなく、チームティーチング指導員を配置することで、きめ細かい指導、学習に遅れがちな生徒への寄り添いなどにより、基礎基本の定着に役立ち、生徒の学習意欲を高めている。 各中学校に1～2名を配置する。 |
| 小中学校学習サポーター配置事業 | 26,555 | 緊急雇用創出事業を利用し、特別に配慮を要する児童生徒の支援や教員の補助のため、小学校を中心に27名を配置する。 |
| 作道小学校整備事業 (繰越) | 526,902 | 管理棟、特別教室棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 塚原小学校整備事業 (繰越) | 369,700 | 昇降口棟、管理特別教室棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 大島小学校整備事業 (繰越) | 311,820 | 西棟、南棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 射北中学校整備事業 (繰越) | 187,160 | 管理棟、特別教室棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 小杉中学校整備事業 (繰越) | 401,980 | 管理棟、普通教室棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 大島小学校整備事業 | 691,603 | 西棟、南棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |

| | | |
|---------------------|-----------|---|
| 大門小学校整備事業 | 220,070 | 普通教室2、多目的教室4教室の増築工事を実施する。 |
| 射北中学校整備事業 | 454,192 | 管理棟、特別教室棟耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 小杉中学校整備事業 | 615,971 | 管理棟（A棟）、普通教室棟（B棟）耐震補強及び大規模改造工事を実施する。 |
| 新湊中学校整備事業 | 1,033,886 | 校舎棟、体育館棟など新築工事を実施する。 |
| 小中学校屋内運動場非構造物耐震点検調査 | 4,410 | 小中学校屋内運動場の天井や照明器具、バスケットゴール等について耐震点検を実施する。 |

平成25年度各部・課等別主要事業一覧表

部等名 教育委員会 課等名 生涯学習・スポーツ課

| 事業名 | 予算額(千円) | 摘要(箇所・説明・進捗状況・その他) |
|-----------------|---------|---|
| 放課後子ども教室推進事業 | 6,597 | 放課後や週末にスポーツや文化活動を通じて地域交流活動支援に努める。 |
| 家庭教育支援事業 | 268 | 家庭教育力の向上を目指して家庭教育支援講座やじいちゃんばあちゃんの孫育て談義等を実施し、地域における家庭教育支援活動を行う。 |
| 生涯学習活動事業 | 7,290 | 幅広い世代間での交流や学習等、地域の実情に応じた学級・講座開設を27地域振興会に委託し、地域の主体的取組を支援する。 |
| 成人式事業 | 2,047 | 新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人としての自覚を促すよう激励する。 |
| 芸術文化振興事業 | 9,800 | 心豊かで潤いのある生活、個性豊かで活力ある射水市の芸術・文化の振興、育成を図る。 ・芸術文化協会助成 ・市展、いみず野美術展、ジュニアアート展開催支援 |
| 文化財保護事業 | 6,800 | 文化財の保存及び継承を図る。 ・曳山調査及び修理助成 ・放生津築山・曳山調査報告書印刷 |
| 埋蔵文化財調査事業 | 12,330 | 市内の埋蔵文化財包蔵地における各種開発事業と埋蔵文化財の保護措置との調整を図る。 ・各種開発に先立つ試掘調査及び本発掘調査の実施 ・埋蔵文化財保存活用整備事業(出土遺物の再整理) ・埋蔵文化財包蔵地台帳の整備 ・埋蔵文化財整理室の移転 |
| 新湊博物館企画展事業 | 4,080 | 企画展の開催 ○「生物探求記」○「絵すごろく展」 ○「北前船の歴史」○「射水ゆかりの美術作家たち」 ○「重要文化財修理報告展」外1企画展 |
| 竹内源造記念館管理運営 | 45,738 | 記念館増設工事(鏝絵制作体験棟等) |
| 射水市スポーツ推進計画策定事業 | 496 | 新しい時代に即したスポーツの推進を図り、生涯スポーツ社会を実現するため、「射水市スポーツ推進計画」を策定する。 |
| 海王丸ロードレース開催事業 | 5,000 | 新湊大橋開通1周年を記念し、新湊大橋を利用した第15回海王丸ロードレースの開催を支援する。 |

| | | |
|-----------------------------------|--------|--|
| スポーツひのまるキッズ 北信越小学生柔道大会開 催事業 | 500 | 射水市のスポーツを象徴する競技のひとつである少年柔道の発展と大会を通じての相互の交流、親睦を図り、県内外から参加する選手を始めとする関係者に射水市をPRするため、開催を支援する。 |
| スポーツ強化育成事業 | 4,194 | 競技団体を支援し競技力向上を図るとともに、全国大会等に出場する選手に激励金を交付し、競技力の向上に努める。 ・全国・国際的スポーツ大会出場激励金交付 ・スポーツ選手強化育成事業 |
| 男子新体操床用フロア購 入事業 | 14,000 | 新体操競技の拠点として位置づけている新湊総合体育館に、新規格に対応するための床用フロアを購入する。 |
| 海竜スポーツランド屋上 手摺整備事業 | 8,500 | 海竜スポーツランドに、津波等の災害の際に、屋上に避難するための屋上手摺並びに避難階段の設置を行う。 |

小・中学校児童生徒数及び幼稚園児数について

小学校児童数(平成24年度4月1日及び平成25年度4月1日 現在)

| 学校名 | H24 | | H25 | | 増減 | |
|-------|-----------|------------|-----------|-------------|----|------|
| | 学級 | 児童数 | 学級 | 児童数 | 学級 | 児童数 |
| 放生津小 | 10 (1) | 247 (1) | 9 (1) | 225 (2) | -1 | -21 |
| 新湊小 | 12 (2) | 298 (4) | 12 (2) | 303 (6) | 0 | 7 |
| 作道小 | 11 (2) | 277 (5) | 11 (2) | 261 (4) | 0 | -17 |
| 片口小 | 11 (3) | 277 (5) | 10 (3) | 275 (6) | -1 | -1 |
| 堀岡小 | 6 (1) | 142 (1) | 6 (1) | 135 (1) | 0 | -7 |
| 東明小 | 12 (1) | 385 (3) | 12 (1) | 359 (3) | 0 | -26 |
| 塚原小 | 6 | 149 | 6 (1) | 154 (2) | 1 | 7 |
| 小杉小 | 19 (2) | 614 (4) | 19 (2) | 609 (4) | 0 | -5 |
| 金山小 | 6 (1) | 64 (2) | 6 (1) | 66 (2) | 0 | 2 |
| 歌の森小 | 15 (2) | 457 (4) | 14 (3) | 462 (6) | 0 | 7 |
| 太閤山小 | 17 (2) | 494 (9) | 16 (2) | 470 (9) | -1 | -24 |
| 中太閤山小 | 12 (3) | 389 (7) | 12 (2) | 365 (6) | -1 | -25 |
| 大門小 | 25 (2) | 858 (9) | 25 (3) | 876 (12) | 1 | 21 |
| 大島小 | 22 (3) | 725 (8) | 22 (3) | 712 (8) | 0 | -13 |
| 下村小 | 6 | 116 | 6 | 107 | 0 | -9 |
| 合 計 | 215 | 5,554 | 213 | 5,450 | -2 | -104 |

()は、外数で特別支援学級数及び児童数

中学校生徒数(平成24年度4月1日及び平成25年度4月1日 現在)

| 学校名 | H24 | | H25 | | 増減 | |
|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|----|------|
| | 学級 | 生徒数 | 学級 | 生徒数 | 学級 | 生徒数 |
| (奈古中) | 5 (1) | 158 (2) | | | -6 | -160 |
| (新湊西部中) | 6 (1) | 160 (1) | | | -7 | -161 |
| 新湊中 | | | 9 (2) | 304 (6) | 11 | 310 |
| 新湊南部中 | 7 (2) | 229 (2) | 8 (1) | 229 (1) | 0 | -1 |
| 射北中 | 12 (2) | 420 (3) | 12 (2) | 434 (2) | 0 | 13 |
| 小杉中 | 20 (2) | 691 (11) | 20 (2) | 721 (10) | 0 | 29 |
| 小杉南中 | 11 (3) | 378 (4) | 12 (3) | 391 (5) | 1 | 14 |
| 大門中 | 20 (2) | 724 (7) | 21 (2) | 741 (7) | 1 | 17 |
| 合 計 | 94 | 2790 | 94 | 2851 | 0 | 61 |

()は、外数で特別支援学級数及び児童数

幼稚園園児数(平成24年度4月1日及び平成25年度4月1日 現在)

| 幼稚園名 | H24 | | H25 | | 増減 | |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| | 学級 | 園児数 | 学級 | 園児数 | 学級 | 園児数 |
| 本江幼稚園 | 3 | 25 | 3 | 23 | 0 | -2 |
| 七美幼稚園 | 3 | 37 | 3 | 34 | 0 | -3 |
| 大門わかば幼稚園 | 7 | 169 | 6 | 143 | -1 | -26 |
| 合 計 | 13 | 231 | 12 | 200 | -1 | -31 |

平成 25 年 5 月の主な行事予定

| 日 | 曜 | 時間 | 場 所 | 行 事 予 定 | 主務・関連課 | 教育委員出席 |
|----|---|----------------|-------------|-------------------------------------|------------|--------|
| 1 | 水 | | 七尾市 | 東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会 | 学校教育課 | 教育長 |
| 2 | 木 | | 七尾市 | 東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会 | 学校教育課 | 教育長 |
| 3 | 金 | 11:00 14:00 | 大島絵本館 | アレマー玉井 スーパーマジックショー | 大島絵本館 | |
| 4 | 土 | 13:00 | 大島絵本館 | おもちゃ病院 | 大島絵本館 | |
| 5 | 日 | 11:00 14:00 | 大島絵本館 | ムズムズくん&ふあふあ 絵本プレゼント(小学生以下対象) | 大島絵本館 | |
| 6 | 月 | 14:00 | 大島絵本館 | 大型紙芝居 | | |
| 7 | 火 | | | | | |
| 8 | 水 | | | | | |
| 9 | 木 | | 大島絵本館 | おおしま国際手づくり絵本コンクール2013募集開始(~5/23) | 大島絵本館 | |
| 10 | 金 | | | | | |
| 11 | 土 | | 右記小学校 | 小学校運動会(太閤山) | 学校教育課 | |
| | | 14:00 | 小杉社会福祉会館 | 射水市PTA連絡協議会総会 | 学校教育課 | 教育長 |
| 12 | 日 | | 右記小学校 | 小学校運動会(新湊) | 学校教育課 | |
| 13 | 月 | | 各事業所 | 社会に学ぶ「14歳の挑戦」(小杉、小杉南、大門中学校) (~5/17) | | |
| 14 | 火 | | | | | |
| 15 | 水 | | | | | |
| 16 | 木 | | | | | |
| 17 | 金 | 9:30 | 高周波文化ホール | いみず野美術展(~19日) | 生涯学習・スポーツ課 | ○ |
| 18 | 土 | | 右記小学校 | 小学校運動会(作道、片口、堀岡、東明、塚原、金山、下村、大島) | 学校教育課 | |
| 19 | 日 | | 右記小学校 | 小学校運動会(放生津、小杉、歌の森) | 学校教育課 | |
| | | 10:00 | 富山県総合体育センター | 富山県スポーツフェスタ総合開会式 | 生涯学習・スポーツ課 | |
| 20 | 月 | | | | | |
| 21 | 火 | | | | | |
| 22 | 水 | | 城光寺陸上競技場 | 射水市小学校連合運動会 | 学校教育課 | |
| 23 | 木 | | | | | |
| 24 | 金 | | 市内6スポーツ施設 | 第22回富山県民スポーツ・レクリエーション祭(~27日) | 生涯学習・スポーツ課 | |
| 25 | 土 | 10:00 | 中央公民館 | 家庭教育アドバイザー連絡協議会総会 | 生涯学習・スポーツ課 | |
| | | 14:00 | 大門総合会館 | ダ・カーポ コンサート | 大門総合会館 | |
| | | | 右記小学校 | 小学校運動会(中太閤山) | 学校教育課 | |
| | | | 市内6スポーツ施設 | 第22回富山県民スポーツ・レクリエーション祭(中心会期~26日) | 生涯学習・スポーツ課 | |
| 26 | 日 | 14:00 | 大島絵本館 | ばらの香りコンサート | 大島絵本館 | |
| 27 | 月 | | | | | |
| 28 | 火 | | | | | |
| 29 | 水 | | | | | |
| 30 | 木 | | | | | |
| 31 | 金 | | | | | |

展示等

| 自 | 至 | 場 所 | 展 示 名 | 自 | 至 | 場 所 | 展 示 名 |
|------|------|---------|----------------------|------|------|---------|----------------------------|
| 3/1 | 5/6 | 新湊博物館 | 石黒宗磨-愛知県陶磁資料館コレクション | 5/23 | 6/2 | 陶房「匠の里」 | 古府焼 六渡心六 |
| 3/30 | 5/30 | 大島絵本館 | 松成真理子 絵本原画展 | 5/11 | 7/15 | 新湊博物館 | 生物探求記-魚・昆虫・鳥・植物を見つめる射水人たち- |
| 4/27 | 5/6 | 大島絵本館 | 石原 均 作品展 | | | | |
| 5/1 | 5/15 | 大島絵本館 | 松尾功一朗 日本画展 | | | | |
| 5/9 | 5/19 | 陶房「匠の里」 | 越中瀬戸四郎八窯 加藤聡明 | | | | |
| 5/16 | 5/30 | 大島絵本館 | 金松良恵 shirokuma イラスト展 | | | | |

